

# 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

新型コロナウイルス感染症は、経済や住民の皆さんの生活に大きな影響を及ぼしています。住民の皆さんの生活を守り、地域経済を支えるため、各種支援事業に取り組んでいます。  
※国の第2次補正予算の成立を受けて実施する新型コロナウイルス感染症対策支援事業については、下記に含まれていません。

## 住民の皆さんへの支援

### 特別定額給付金 住民1人につき10万円を支給します

住民1人あたり10万円を給付する特別定額給付金の申請受付及び支給を開始しています。申請期限がありますので、申請されていない世帯主は期限までに申請してください。

- 【申請期限】 8月26日(水)まで(消印有効)
- 【給付額】 1人につき10万円
- 【対象者】 令和2年4月27日時点において、稲美町の住民基本台帳に登録されている人
- 【申請方法】 郵送方式・オンライン申請方式(マイナンバーカードをお持ちの世帯主のみ)で受け付けています。申請書は郵送で世帯主あてに郵送しています。まだ申請書が届いていない世帯主はご連絡ください。
- 【問合せ先】 特別定額給付金担当専用ダイヤル ☎492-9251

### 稲美町地域振興商品券 住民1人あたり5,000円分を交付します

町独自支援

売上が減少した町内の小規模事業者の支援と消費を喚起することを目的に、住民の皆さんに1人につき5,000円分の地域振興商品券を交付します(詳しくは、4ページをご覧ください)。

- 【対象者】 令和2年7月1日時点において、稲美町の住民基本台帳に登録されている人
- 【引換券の送付】 世帯ごとにまとめて、7月下旬ごろに世帯主へ引換券を送付します。
- 【問合せ先】 産業課 商工労働係 ☎492-9141

### 水道の基本料金を無料にします

町独自支援

家計及び経済活動を支援するため、水道料金の基本料金を4カ月間無料にします。

- 【対象者】 稲美町と給水契約をしている人
- 【免除期間】 令和2年8月～11月請求分(4カ月間) 【申請】 不要です
- 【免除金額】 (例) 一般家庭(口径13mm、20mm)の場合 基本料金2,200円(税込)×2期分=4,400円  
※水道料金の全額を免除するものではありません。 ※下水道使用料は免除の対象外です。
- 【問合せ先】 水道課 管理係 ☎492-9144

### 収入減などによる国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免について

一定程度収入が減少するなど要件に該当する場合は、申請により保険税(料)の減免を受けることができます(詳しくは、15ページをご覧ください)。

## 事業者の皆さんへ事業継続支援

### 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症により特に大きな影響を受ける事業者には、事業の継続を支え、再起の糧とするための事業全般に広く使える資金が給付されます。

- 【給付額】 中小法人 200万円以内 個人事業者 100万円以内  
※給付対象事業者など詳しくは、経済産業省ホームページをご覧ください。
- 【問合せ先】 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

### 休業要請事業者を支援

国・県の休業要請に応じた中小法人や個人事業主に、事業の継続を支えるための資金が給付されます。

- 【対象】 令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少している中小法人及び個人事業主
- 【給付額】 中小法人 10～100万円 個人事業主 5～50万円
- 【問合せ先】 兵庫県経営継続支援金相談ダイヤル ☎078-361-2281

### 無利子の融資制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者が融資を受けられます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 兵庫県地域金融室 ☎078-362-3321

### 雇用調整助成金の特例措置

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部が助成されます。詳しくは、下記の問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】 加古川公共職業安定所 ☎421-9491

### 稲美町国民健康保険及び兵庫県後期高齢者医療制度の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染(発熱などの症状があり感染が疑われる場合を含む)し、その療養のために労務に服することができなかった場合は、申請により傷病手当金が支給されます(詳しくは、15ページをご覧ください)。

【問合せ先】 住民課 保険年金係 ☎492-9135

### 子育て世帯への臨時特別給付金 児童1人につき1万円を支給します

子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当の受給者を対象に支給される給付金です。

- 【対象】 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の受給者
- 【給付額】 児童1人につき1万円
- 【申請】 不要です(公務員は別途申請が必要です。詳しくは、20ページをご覧ください)
- 【給付時期】 6月29日(月) 【問合せ先】 こども課 児童福祉係 ☎492-9155

### 登下校中の熱中症対策(日傘貸与・下校バス)

町独自支援

休校により夏休みを短縮し授業を実施することになったため、児童の登下校中の熱中症対策として、日傘を貸与します。

また、学校から集合場所までが遠い地区の児童を、下校時にバスで送迎します。

【問合せ先】 教育課 教育係 ☎492-9149

### 生徒児童1人につき1台のタブレット端末を導入します

ICT活用学校支援事業として生徒児童1人につき1台のタブレット端末を導入します。

また、今後新型コロナウイルス感染症などで学校が長期休業となった場合に、家庭でのオンライン学習などに対応できるよう通信システムの整備も実施します。

【問合せ先】 教育課 教育係 ☎492-9149

### 住居確保給付金

離職、自営業の廃止もしくはやむを得ない休業などにより住居を失った人、または失うおそれがある人、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額が給付されます。

相談・申請については、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 企業組合労協センター事業団 ☎224-2188

### 緊急小口資金・総合支援資金

休業や失業などにより、緊急かつ一時的に生活資金が必要な世帯が貸し付けを受けられます。

※借入希望の場合は事前予約をお願いします。  
※申請方法など、詳しくは稲美町社会福祉協議会までお問い合わせください。

【問合せ先】 稲美町社会福祉協議会 ☎492-8668

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

### マスクを全戸配付(1世帯につき10枚)しました

町独自支援

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月下旬にマスクを全戸配付(1世帯につき10枚)しました。

- 【対象】 町内に居住する人
- 【配付枚数】 1世帯につき10枚
- 【問合せ先】 危機管理課 消防係 ☎492-9168

### 学校園に向けた感染症対策

町独自支援

学校園に手指消毒液・非接触型体温計などを配備します。

【問合せ先】 教育課 教育係 ☎492-9149

### マスク・消毒液を配付しました

町独自支援

介護保険事業所や障害福祉サービス事業所などにマスク・消毒液を配付しました。

【問合せ先】 危機管理課 消防係 ☎492-9168